



(第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画)

(計画期間：令和6年度～令和10年度)

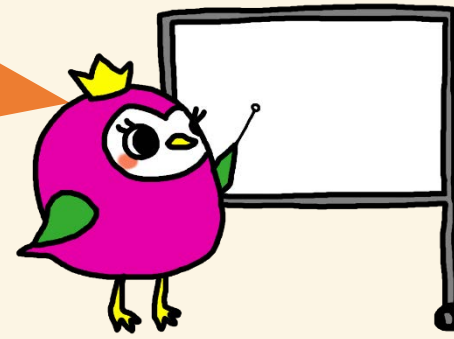
「地域福祉」とは「誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくること」です。そのために、本計画を策定し、地域の皆さんや関係機関、行政など地域に関わる全ての者が支え合う仕組みをつくることを目指します。

基本理念

「お互いさま」と支え合い、
誰もがしあわせを実感できるまち
おたる

右に示す基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を柱に取組を推進します。

ここでは、各基本目標にぶら下がる10の施策に沿って、みんなで取り組む内容を示します。



基本目標1 つながりを持てる地域づくり

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが必要です。地域で多世代が交流できる居場所づくりやボランティア活動などの推進に取り組むほか、観光のまちとして地域住民と観光客がつながる環境づくりを進めます。

	市民一人ひとりが取り組むこと	地域が取り組むこと	事業者や団体等が取り組むこと	行政（小樽市）が取り組むこと	小樽市社会福祉協議会が取り組むこと
【 施策 1 】 多様な主体のつながりづくり	◎あいさつや声掛けを行いましょ ◎地域の行事などに参加しましょ ◎多様な在り方をお互いに認めましょ	◎地域の行事やイベント情報を伝えましょ ◎地域での居場所づくりを進めましょ ◎どのような居場所、交流の場所があれば望ましいかを考えましょ	◎地域住民と交流を深めるための交流の場へ参加しましょ ◎地域の居場所づくりや運営に積極的に関与しましょ ◎居場所や交流の場の提供などの協力を行いましょ	◎居場所、交流活動について、情報発信を行います ◎イベントなどで世代間交流の場となるような工夫を行います ◎誰もが参加しやすい地域交流を促進します ◎地域を支える重層的なネットワークづくりに取り組みます	◎コミュニケーションが図れる環境づくりの支援に取り組むとともに、関係団体に先事例の情報を提供します ◎ボランティア活動を行っている団体同士の交流、連携を促進します
【 施策 2 】 市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり	◎道に迷っている観光客に積極的に声を掛けましょ ◎観光地小樽の魅力や SNS 等で発信しましょ ◎観光ボランティア活動に参加しましょ	◎地域ぐるみでおもてなしの心を持って観光客を迎えましょ ◎地域の魅力を再認識し、みんなで共有しましょ ◎観光ボランティア活動を積極的に進めましょ	◎小樽観光に対する市民理解の向上に努めましょ ◎ユニバーサルツーリズム※の推進に努めましょ ◎ SNS 等リアルタイムでの観光情報の提供に努めましょ	◎小樽の文化遺産を活用した体験プログラムを構築します ◎小樽の魅力を共有する取組を充実します ◎観光客も市民自らも安心して楽しめる小樽観光を推進します	◎観光ボランティアの活動を市民に周知します ◎情報交換などにより小樽の魅力再発見に向けた取組を進めます ◎ピンバッジ募金に歴史的建造物などを取り入れ、観光地小樽を PR します
【 施策 3 】 地域活動等への参加、推進	◎地域で助け合い、支え合う福祉の意識を持ちましょ ◎町内会の活動について、できる範囲から参加、協力をしましょ ◎自分の得意分野などを活かしたボランティア活動に参加しましょ ◎地域福祉に関する研修や講座に積極的に参加しましょ	◎町内会の役割、町内会活動、地域の行事を発信し、参加を呼び掛けましょ ◎町内会の活動や地域の行事に参加しやすいよう工夫しましょ ◎老人クラブ活動の楽しさを伝え、加入の促進を図りましょ ◎様々なボランティア活動を積極的に受け入れましょ	◎従業員に対し、地域コミュニティや共助の重要性を啓発しましょ ◎従業員の地域活動への参加意識を高めましょ ◎地域社会の一員として、ボランティア活動に取り組みましょ	◎地域福祉や地域共生社会の考えについて、周知、啓発を図ります ◎町内会活動が継続できるよう町内会への支援に努めます ◎ボランティア活動など地域活動に関する情報を発信します ◎講座等の開催を通じ地域福祉の担い手の養成を進めていきます	◎ボランティア活動をしたい人と必要としている人や団体とのマッチングを行います ◎ボランティア活動に参加するきっかけづくりのため研修会を開催します ◎ボランティア体験の場やサロン活動などの情報を発信します ◎サロン、見守り活動等を支援します

※「ユニバーサルツーリズム※」のように、用語の右肩に※印があるものは【用語解説】に説明があります。

「市民一人ひとり」…小樽市在住または小樽市に通勤・通学する人
 「地域」…例：町内会や自治会、老人クラブ、民生委員児童委員、ボランティア等地域で活動する各種団体及び福祉関係者
 「事業者や団体等」…例：社会福祉法人やNPO、民間企業・事業所等、その他事業活動を行う団体

基本目標2 「助けて」と言える地域づくり

困ったときには周りに助けを求め、助けを求められたときには手を貸す、共に支え合う地域とするため、ひきこもりや不登校など生きづらさを抱え自ら SOS を発信できずに困っている方への支援や漏れのない相談支援体制づくりを進めます。

	市民一人ひとりが取り組むこと	地域が取り組むこと	事業者や団体等が取り組むこと	行政（小樽市）が取り組むこと	小樽市社会福祉協議会が取り組むこと
【 施策4 】 困りごとを抱えた方への支援	◎規則正しい生活を行い、毎日を気持ちよく過ごすよう心掛けましょう ◎「困ったな」と思ったら、誰でも良いので話を聞いてもらいましょう。また、相手の相談にも乗りましょう	◎日頃から、地域で声を掛け合い、助け合う気持ちを持ちましょう ◎地域の困りごとをみんなで話し合い、できることに取り組みましょう	◎就労体験等の就労支援に協力しましょう ◎福祉に関する情報を広く地域に発信しましょう	◎ひとりで悩みを抱え込み、自ら相談に来られない方の把握と支援に努めます ◎罪を犯した方などが社会復帰できるようにするための取組を進めます	◎社会福祉法人懇話会「しあわせネットワーク・おたる」を構成する法人と地域生活課題の解決に取り組みます ◎民生委員児童委員の活動等を活用し、地域での困りごとを把握します ◎困りごとを抱えた方に対し、制度の狭間にある課題解決に取り組みます
【 施策5 】 地域で子どもを育てる環境の整備	◎近隣の子どもの声掛けやあいさつをしましょう ◎子育て世帯が困っていたら、手助けを心掛けましょう	◎子育て世帯を地域で温かく見守りましょう ◎地域の行事に子どもが楽しく気軽に参加できるよう工夫しましょう	◎子育てしながら、働きやすい環境づくりをしましょう ◎地域における子どもの「居場所づくり」に協力しましょう	◎小樽市子ども家庭センター「にこにこ」の機能強化に努めます ◎地域における子育て世帯の見守り体制を強化します	◎子どもや、子育て世帯が立ち寄れるサロン、子ども食堂などを支援します ◎子育て世帯に対し、必要に応じて物資等の支援を行います
【 施策6 】 漏れのない相談支援体制づくり	◎何か困ったときに相談できる人や場所を確認しておきましょう ◎「ちょっとした異変」に気付けるよう、日頃から隣近所とのお付き合いを心掛けましょう	◎地域住民、町内会、老人クラブや民生委員児童委員が協力し、自分の地域の見守りをしましょう ◎困っている人の話を聞いたり、見かけたら、関係機関に知らせましょう	◎福祉サービスに関する情報を地域に発信しましょう ◎複合的な課題を抱える世帯については、関係機関と連携を取り合い支援しましょう	◎関係機関と連携し、世帯の抱える相談内容をすべて受け止められる体制を目指します ◎本人や世帯に最も適した支援や見守り活動を継続的に行っているよう取り組んでいきます	◎関係機関と連携を図りながら、切れ目のない相談支援に努めます ◎小樽市民生児童委員協議会と連携して、研修会の開催などを支援します ◎住民主体の「見守り活動」を支援します
【 施策7 】 権利を擁護する取組の推進	◎虐待や DV を受けている可能性のある人を見つけたら、速やかに行政などに相談や通報をしましょう ◎認知症などで判断能力が不十分な方の行動や言動に対する理解を深めましょう	◎地域において、虐待や DV を許さない意識を高めましょう	◎福祉施設は、施設従事者による虐待防止に向けた取組を徹底しましょう ◎金銭管理に不安がある利用者を「小樽・北しりべし成年後見センター」につなげましょう	◎虐待を行った養護者や保護者に対し、必要な支援を行い、再発を防ぎます ◎「小樽・北しりべし成年後見センター」が機能的に運営できるよう、必要な支援を強化します	◎成年後見制度 [*] ・日常生活自立支援事業 [*] ・あんしんサービス事業 [*] の周知・啓発を強化し、制度に対する理解を深めます ◎地域連携ネットワーク [*] における中核機関としての役割を担います

【計画の位置付け・期間】

小樽市地域福祉計画は、小樽市総合計画を上位計画とし、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画です。また、総合的な地域福祉の推進を目指すため、社会福祉協議会が策定する小樽市地域福祉活動計画と一体的に策定するものです。

計画期間は令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。

【重層的支援体制整備事業】

小樽市では、社会福祉法第 106 条の 4 で定められている「重層的支援体制整備事業」を適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進め、これによる本計画に基づく施策の推進も図ります。

重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮など既存の相談支援の取組を活用しつつ、世帯が抱える複雑・多様化した課題解決に向けて、「相談支援」、「社会参加支援」、「地域づくり支援」の 3 つの支援を一体的に実施するものです。

本事業では、「庁内外相談窓口の連携体制強化の取組」、「アウトリーチ^{*}による継続支援の取組」、「重層的支援会議」等を通じて、包括的な支援体制をつくる事業を展開していきます。

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、防災対策など緊急時への備えが欠かせないことから、災害時における支え合いの仕組みづくりや地域の防犯対策の構築などに取り組みます。また、除雪や買い物など生活環境の向上を目指した取組も進めます。

	市民一人ひとりが取り組むこと	地域が取り組むこと	事業者や団体等が取り組むこと	行政（小樽市）が取り組むこと	小樽市社会福祉協議会が取り組むこと
【 施策 8 】 生活環境の向上を目指した取組の推進	◎道路への雪出しや除排雪の妨げになる路上駐車をしないよう気をつけましょう ◎買い物に困ったときは身近な人に相談しましょう ◎空き家の処分や活用などを検討しましょう	◎自力で除雪することが難しい世帯を把握しましょう ◎移動販売などの情報を回覧板等で共有しましょう ◎危険度の高い空き家は速やかに行政へ報告しましょう	◎地域の除雪を行いましょう ◎従業員が除雪ボランティアとして活動できる環境を整えましょう ◎移動販売や宅配の事業者は広く情報を周知しましょう ◎福祉施設等の送迎車を活用した買い物支援等を検討しましょう ◎行政等と連携し、施設入所などによる空き家の発生予防に努めましょう ◎不動産業者や賃貸住宅の貸主は生活支援の面から福祉分野との連携を進めましょう	◎有償ボランティアなどの仕組みや協働による除雪体制づくりについての検討を行います ◎買い物、通院などの移動支援を課題として、研究検討を進めます ◎空き家情報の収集、新たな活用策の検討をし、空き家の有効活用を進めます ◎住居確保給付金 [*] を周知し、積極的な利用を働きかけます	◎除雪ボランティアの担い手確保に努めます ◎福祉除雪サービス事業の充実に努め、地域で支え合う除雪体制について検討を進めます ◎買い物、通院など移動に関する困りごとの把握に努め、支援を行う仕組みを研究します
【 施策 9 】 災害時における支え合いの仕組みづくり	◎ハザードマップなどにより、防災に関する知識の習得に努めましょう ◎防災訓練等に参加し、災害時の避難場所等の確認をしましょう	◎地域で防災に関する勉強会などを開催しましょう ◎災害時に速やかに対応できるよう、自主防災組織 [*] を作りましょう	◎地域での防災訓練等の活動に積極的に参加しましょう ◎社会福祉施設は、福祉避難所の設置に協力しましょう	◎災害時に円滑な支援等が行われるよう、取組を進めます ◎防災に関する知識についての普及啓発を行い、自主防災組織の育成及び推進を図ります	◎災害ボランティア講座を開催します ◎「小樽市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を適宜更新し、災害ボランティアセンターの体制を整え、災害に備えます
【 施策 10 】 防犯体制の構築	◎隣近所と声を掛け合うなどして、防犯意識を高めましょう ◎防犯に関わる活動に参加し、安全・安心な地域づくりに努めましょう	◎住民が犯罪にあわないよう、地域で見守り活動を行いましょう ◎防犯教室や防犯パトロールを実施しましょう	◎特殊詐欺などの犯罪について、情報を共有しましょう ◎地域の防犯体制の構築に協力しましょう	◎関係機関と連携し、地域での各種防犯活動を推進します ◎様々な媒体を利用し、防犯のための情報を発信します	◎地域での防犯意識向上に努めます ◎地域住民による見守りなどの取組を支援します

【用語解説】

ユニバーサルツーリズム	すべての人が楽しめるよう作られた旅行のこと（年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指している）
成年後見制度	家庭裁判所が選任した成年後見人が、判断能力が不十分な方の財産管理、身上保護などを本人に代わって行う制度
日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業
あんしんサービス事業	施設入所者等の日常生活自立支援事業対象外の方に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

地域連携ネットワーク	成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるとともに、関係機関が連携して支援を行っていくための地域全体の仕組み
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助を求めることができない方に対し、積極的に出向いて支援を働きかけること
住居確保給付金	離職等により住居を失った、又は失うおそれがある際に一定期間家賃相当額を給付する事業
自主防災組織	地域住民が協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」ために立ち上げる防災組織



たるたる支え愛ぷらん（概要版）

（第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画）

令和6年3月



【発行】

小樽市（福祉保険部福祉総合相談室）

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号

TEL 0134-32-4111（内線439）

FAX 0134-33-1128

E-mail tiikihokatu-care@city.otaru.lg.jp

小樽市社会福祉協議会

〒047-0033 北海道小樽市富岡1丁目5番10号

TEL 0134-23-7847

FAX 0134-32-5641

E-mail o-chifuku2023@otaru-shakyo.jp

